

# 旧山口氏南都別邸庭園管理業務委託

## 仕様書

奈良県 産業部

観光局 奈良公園事務所

## 1 業務の目的

旧山口氏南都別邸庭園（瑜伽山園地）は、大正期に作庭され、志賀直哉や武者小路実篤をはじめとする日本を代表する文化人が交流した場として、近代の奈良公園を代表する庭園の一つとして高く評価されてきた。

奈良県では、奈良公園にふさわしい歴史と文化の香りが漂う「大正期作庭の庭園」を復元し、一般の利用に供することを目的として、同庭園の整備を進め、令和2年5月に開園した。

本業務は、旧山口氏南都別邸庭園において、庭園内の樹木等の植栽管理を行う庭園管理業務及びこれに付随する業務を実施するものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名称 旧山口氏南都別邸庭園管理業務委託
- (2) 業務対象区域 奈良市高畑町（「業務対象区域図」参照）
- (3) 業務対象施設  
旧山口氏南都別邸庭園（7,484.75 m<sup>2</sup>）及び茶室  
樹木の種類等は「樹木一覧表」のとおり
- (4) 開園期間及び開園時間
  - 1) 開園期間  
庭園……4月1日～2月23日、3月1日～3月31日  
（休園期間：2月24日～2月28日）  
茶室……4月1日～2月23日、3月1日～3月31日  
（休室期間：2月24日～2月28日）
  - 2) 開園時間  
9時から22時まで（ただし、入園は21時30分まで）  
茶室の使用は9時から21時30分まで
- (5) 業務内容
  - 1) 作業計画及び現場管理
  - 2) 植栽管理  
詳細は下記「3 業務の内容」のとおり。
- (6) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3 業務の内容

- (1) 作業計画及び現場管理
  - 1) 庭園管理業務の実施にあたっては、年間業務計画書、月間作業計画書及び月間作業報告書を作成し、発注者に提出すること。なお、各管理業務については、種別ごとに本仕様書に定める内容に従い実施すること。
  - 2) 本庭園の管理は、観賞用日本庭園としての維持管理を目的とするものであることから、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ対応すること。
  - 3) 別途発注している「吉城園・旧山口氏南都別邸庭園施設運営及び使用料徴収業務」の

受注者（以下「施設運営事業者」という。）と連携し、作業予定を調整したうえで庭園管理業務を実施すること。また、施設運営事業者とともに、月間作業計画書に基づき、毎月1回以上、業務予定に関する打合せを行うこと。

4) 作業従事者については、氏名、年齢、性別および従事内容を記載した書面を、事前に発注者および施設運営事業者へ提出すること。

5) 作業従事者は、作業開始時および作業終了時に受付において施設運営事業者へ申告し、庭園内における留意事項等の説明を受け、了承を得ること。なお、受付に無断で庭園内から離れることは厳禁とする。

6) 業務対象区域以外（飲食棟、宿泊棟）には、管理者の許可なく立ち入らないこと。

7) 庭園内の各種設備及び備品については、発注者の許可なく使用しないこと。

8) 作業の実施にあたっては、入園者等に危険が及ばないように十分配慮すること。

万一、最善の注意を尽くしたにもかかわらず、人身事故、災害または第三者に被害を与える事故等が発生した場合は、速やかに応急措置を講じるとともに、事故の原因、経過及び被害内容について、遅滞なく発注者に報告すること。

なお、本業務の実施中に、作業従事者の責により発生した事故等については、受注者とその責任を負うものとする。

9) 作業の実施に際しては、庭園内の建築物、工作物（石組み灯籠等）および樹木等を損傷しないよう十分注意すること。万一、損傷が生じた場合は、受注者の負担により原形に復すること。

また、各作業（日常的な管理業務を除く。）については、施工状況写真を撮影し、整理・保管すること。写真は、実施前、実施中および実施後の状況を、それぞれ同一位置・同一方向から撮影すること。

10) 各作業により発生した発生材は園地外へ搬出し、関係法令等に従い適正に処理すること。なお、日常的な管理業務により発生するものについては、所定の場所に集積し、定期的に園地外へ搬出のうえ、関係法令等に従い処理すること。

11) 各作業の実施にあたり、作業日誌（※日常的な植栽管理業務については作業日報）、施工写真及び発生材処理に関する資料等を整理・保管すること。

なお、発注者から求めがあった場合は、速やかに閲覧等に応じること。

12) 作業従事者は、庭園利用者に対し、別紙1に定める遵守事項について、必要に応じて説明等を行うこと。

13) 庭園内において、入園者に危害を及ぼすおそれのある枯損木または危険木の有無について、定期的に巡回点検を行うこと。巡回結果については、別紙様式1「旧山口氏南都別邸庭園 枯損木・危険木巡回結果報告書」により発注者へ報告すること。

14) 本仕様書は業務の大要を示すものであり、本書に記載のない事項であっても、現地状況に応じ、景観の維持及び利用者の安全確保の観点から必要と認められる作業については、契約金額の範囲内で受注者において実施すること。

## (2) 植栽管理

### 1) 樹木の手入れについて

### (I) 主として剪定すべき枝

- ① 枯れ枝や生長の止まった弱小の枝
- ② 病虫害に冒されている枝
- ③ 通風、採光、人車の通行等の障害となる枝
- ④ 折損によって危険のおそれのある枝
- ⑤ 樹冠、樹形、生育上不必要な枝

### (II) 剪定の方法

#### ① 一般事項

ア 庭園内樹木は、現在、仕立ものになっている樹種については、その状態を維持すること。

イ 不定芽の発生の原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わないこと。

ウ 下枝の枯死を防ぐため、原則として上方を強く、下方を弱く剪定すること。

エ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除すること。また、太枝の切断面には、必要に応じて、防腐処理を行うこと。

#### ② 切り詰め剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定すること。この場合、定芽は、その方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として、外芽）とすること。

#### ③ 切り返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切り返し、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくするために、剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。また、骨格枝となっている枯枝及び古枝を切る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先端の太枝を切り取る。

#### ④ 枝抜き剪定

混みすぎた部分の中すかしのため、及び樹冠の形姿構成上、不必要な枝（冗枝）等をその枝の付け根から切り取る。

### (III) 枯損木・危険木の処置

樹木の幹が腐食したり、枯れ枝が発生した場合には、安全のため剪定又は支柱等の補強を行うこと。ただし、これを超える処置が必要な場合は発注者と協議すること。

## 2) 日常的な庭園管理について

庭園の入園者等に安全かつ快適で、憩いと潤いを与える庭園観賞を提供するため、庭園内の樹木については定期的な樹木剪定のほか、日常的な庭園管理等を行うこと。

そのためには、現場責任者以外にも適正な庭園管理要員を配置し、次の業務を実施すること。

### (I) 一般的事項

- ① 庭園内の樹木等の剪定については、前記（２）１）により日常的に剪定を行うとともに、景観上又は安全上不都合な樹形の樹木についても、必要に応じて同様の方法で剪定等を行うこと。
- ② 業務遂行中においても、入園者等に対し、観光情報などの提供を求められたときは、常に親切、丁寧に対応すること。
- ③ 園内の不審者や立入禁止場所等への侵入者などにも注意を払い、状況に応じて現場責任者に連絡するなど、施設の安全管理に努めること。

## （Ⅱ）園地の清掃及び除草等について

### 〈清 掃〉

- ① 園路（階段部分も含む。）、園地などの落ち葉やゴミは取りこぼしのないようにきれいにかき集め、美しい庭の維持に努めること。特に、階段や勾配になっている園路は、濡れ落ち葉などで入園者等が転ばないように、取り残しのないようにすること。
- ② 樹木の植え込み地の清掃については、ゴミ等を取り除き、きれいな庭園としての維持に努めること。なお、落ち葉については、かき集めて園外に搬出するか、庭園の状況に応じて園路脇の植え込みや竹林の林床などに堆積させるものとする。
- ③ 低木内のゴミ等は、低木類を痛めないように注意して取り除くこと。
- ④ 砂利道はゴミ等を取り除いた後、砂利を箒や熊手などで中央に戻すようにし、ムラのないように均一にならしておく。
- ⑤ 園内の清掃に際し、庭園内に設置してある石組み灯籠などの工作物に十分注意し、作業を行うこと。
- ⑥ 排水溝や雨水樹上にたまった落ち葉やゴミ、土砂などは、丁寧に取り除き排水を良好な状態に保つこと。また、池に浮いた落ち葉などについても適宜網などですくい取ること。
- ⑦ 日々の清掃により集まったゴミは所定の箇所で一時保管することとし、定期的に園外に搬出すること。その際には、関係法令等に従って処理すること。

### 〈除 草〉

- ① 既存の植物等を痛めないように、除草フォークなどを用いて根ごと取り除くこと。
- ② 抜き取った除草等は、毎日所定の箇所に集積し、まとめて処理すること。

### 〈樹木灌水〉

- ① 土壌の乾燥が続く夏季や、樹木の生育期を中心に灌水を行うこと。また、玉物や生け垣等については、生育の状況を観察しながら、灌水すること。
- ② ただし、夏季の日中や冬季の午前中は灌水を避けること。
- ③ １回の灌水は、数時間をかけて行うこと。

## 3) 特別な庭園管理について

庭園は観賞用でもあることから、特に美観上、樹形の整姿や特殊な樹木の手入れなどが必要であるため、次の樹木の管理にあたっては充分注意すること。

#### (I) 竹の密度調整

庭園内には、竹が約2,700㎡の範囲で植生しており、竹の密集を防ぐため、適宜伐採及び筍の堀取り等を行い、密度を0.3本/㎡を目安に維持すること。

#### (II) 高木（常緑樹・カシ類等）の剪定

- ① 高木（常緑樹）の剪定については、前記（2）1）及び（2）2）により剪定し、樹姿等を整えること。
- ② 樹木の剪定にあたっては、周囲の樹木に傷や枝折れ等を起こさないように注意して実施すること。また、建築物と隣接している樹木の剪定にあたっては、建築物に損傷を与えないよう十分に注意して作業すること。
- ③ 剪定時期は、各樹木の特性に応じてもっとも適切な時期に行うものとする。

#### (III) 低木（寄せ植え・玉物・生垣）の刈り込み

- ① 樹木の特性に応じて、切り詰め、中すかし、枯枝の除去などを行う。そのほかは、前記1）による。なお、刈り込みは、やや強めで刈り込むこと。
- ② 玉物の手入れにあたっては、枝の密生した箇所は中すかしを行い、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。また、裾枝の重要な物は、上枝を強く、下枝を弱く刈り込むこと。
- ③ 生垣の手入れにあたっては、冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行い、一定の幅で両面を刈り込み、天端をそろえること。また、枝葉の疎らな部分は、必要に応じて枝の誘引を行うこと。枝の結束にはシュロ縄を用いること。
- ④ 刈り込み時期は、各樹木の特性に応じて最も適切な時期に行うものとする。

#### (IV) 貴重な植物種の保全

庭園内には、クロヤシツロラン（竹林内）やセンダイスゲ、アゼオトギリ（流れ周辺）などの貴重な植物種が生育しているため、庭園管理作業の実施にあたっては、これらの植物種に損傷を与えることのないよう十分注意を払うこと。

また、鹿等の野生生物が周辺施設の出入口等を通じて庭園内へ侵入し、貴重な植物種に被害を及ぼすことのないよう、必要に応じて関係事業者と情報共有や対応の調整を行い、侵入防護に努めること。

#### 4) 施肥及び病虫害防除

##### (I) 施肥

- ① 施肥の種類は寒肥とし、各樹木の特性に応じて最も効果的に実施すること。なお、必要に応じて、追肥を施してもよい。
- ② 施肥を行う樹木は、下記に示す樹木とする。
  - ア 高木は幹回り60cm未満のすべての樹木。
  - イ 玉物・寄せ植えの施肥については、すべての樹木。
  - ウ 生垣の施肥については、すべての樹木。

③ 施肥の実施方法は、次のとおりとする。

- ア 高木の施肥は、樹木の幹回りを中心にして、葉張りの外周線下に縦穴を20cm程度掘り、穴底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土すること。
- イ 玉物の施肥は、1本立ち及び小規模なものは壺肥とし、放射線状に5～6箇所縦穴を20cm程度掘り、穴底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土すること。
- ウ 寄せ植えの施肥は、表面1㎡あたり4箇所程度縦穴を20cm程度掘り、穴底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土すること。
- エ 生垣の施肥は、生垣の両側に0.5m程度の間隔で縦穴を20cm程度掘り、穴底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土すること。

(II) 病虫害防除

① 剪定防除

アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団して生活している場合、この部分の枝葉を剪定中に落下させないように注意深く切り取り速やかに焼却処分すること。

② 薬剤防除

- ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守すること。
- イ 散布に際しては、散布量は指定の濃度に希釈混合したものを使用し、入園者をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないように十分注意すること。また、魚毒性についても注意を払うこと。
- ウ 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行うこと。

5) 樹木台帳の管理

庭園内の樹木について、その樹種、位置及び形状を調査し、報告書(別紙「立木位置図及び樹木一覧表」の更新)を作成のうえ、当該年度の12月下旬までに発注者へ提出すること。

6) その他の業務

(I) 施設の屋根の清掃等

庭園内の施設(茶室、腰掛待合、雪隠)の屋根及び樋にたまった落ち葉や草などの除去を行うこと。屋根等の清掃は、年2回実施するものとする。

(II) 池の清掃等

庭園内の池に雨水等による園地内の土砂や落ち葉等が堆積することから、土砂等の堆積物を除去し、池の水質及び美観等を保全する。作業は次のとおりとする。

- ① 池の表面の樹液や落ち葉を定期的に清掃すること。
- ② 池の水は雨水等が自然に溜まるものであり、時期によって水量が変化する。人為的に排水することはできないため、池の水が減少している時期に池の底面、側面の泥やゴミ等を取り除くこと。清掃は池の状況を確認して、適宜実施すること。また、池内に設置している池循環システムについて、運転管理・保守点検を実施すること。

- ③ 夏期にボウフラの発生が目立つ場合は、薬剤を使用するなどして、状況に応じた処置を行うこと。

### (Ⅲ) 引継ぎ

今年度の決定業者は、次年度の決定業者に当該年度の維持管理の状況を適切に引き継がなければならない。

### 7) 特記事項

茶室が使用される場合は、茶室周辺の園路等についても清掃を行い、来園者を快く迎えるための環境整備を適切に実施すること。

## 4 業務上の注意事項

- (1) 本仕様書により得た情報は、当業務の実施及び企画提案書の作成以外に使用しないこと。
- (2) 本仕様書及び特定された企画提案書に基づき、特記仕様書を作成すること。
- (3) 業務に用いる諸基準については、最近のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- (4) 業務計画立案時に本業務に使用する指針等を発注者と協議の上決定し、一覧表としてまとめること。
- (5) 本仕様書及び特定された企画提案書により作成する特記仕様書に明示なき事項、並びに疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (6) 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (7) 奈良県ホームページに公開されている「奈良公園基本戦略」を十分把握しておくこと。
- (8) 業務実施体制について、現場責任者は発注者と密に連絡できる体制をとらなければならない。
- (9) 業務の遂行上必要な既存の資料等は貸与する。受注者は貸与された資料等を業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。
- (10) 受注者は、発注者から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に第三者に漏らしてはならない。
- (11) 作業工程において作成された資料等に関する一切の権利は、発注者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。
- (12) 作業従事者の休憩場所や事務所は、事業対象区域外で受注者において用意すること。
- (13) 業務の実施にあたって必要な道具、資材等は受注者の負担で準備すること。なお、道具等の保管場所については、庭園の物置（約 1 m<sup>2</sup>未満）を利用することができるが、収納できない道具、資材等については、作業の都度持ち込むこと。
- (14) 事業区域と一体となる敷地内では、奈良県が「高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業」において公募した民間事業者が、宿泊施設及び飲食施設を運営するため、本業務の実施にあたっては、日常的に連携を図ること。

## 5 担当部署

〒630-8114 奈良市芝辻町 543

奈良県 産業部 観光局

奈良公園事務所 管理課庶務管理係

TEL: 0742-22-0375 FAX: 0742-24-1706

## 庭園利用における遵守事項の説明等について

受注者は、庭園利用者（茶室利用者を含む。）に対し、必要に応じて、次に掲げる遵守事項を説明し、指導するとともに、これを遵守させること。

### 1 遵守事項

- (1) 法令の規定または公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為、その他他の来園者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (2) 庭園内での飲食は、原則として禁止すること。ただし、茶会に伴う点心等、特に必要と認められる場合は、この限りでない。
- (3) 庭園内は禁煙とし、火気を使用しないこと。ただし、茶会等において特に必要と認められる場合は、この限りでない。
- (4) 動物、鳥類、著しく悪臭を発する物品、危険物その他庭園の管理上支障となるおそれのある物品を持ち込まないこと。  
ただし、身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、介助犬及び聴導犬については、この限りでない。
- (5) 許可なく、人数の多寡を問わず、庭園の一部を占拠する行為、ならびに楽器演奏、講演、演芸、話芸その他これらに類する公演的行為、勧誘行為、デモ活動等、庭園の静穏な利用を阻害する行為を行わないこと。  
ただし、日本の伝統文化の体験、継承又は啓発を目的とし、庭園及び茶室の文化的雰囲気及び静寂性を損なうおそれがないと管理者が認める場合に限り、事前に管理者と協議のうえ、例外的に許可することがある。
- (6) 樹木、草花等を傷つける行為その他庭園の美観を損なう行為を行わないこと。

### 2 違反行為への対応（退去等の措置）

受注者は、前項の遵守事項に違反する行為、またはこれに準ずる行為を行う者を発見した場合は、庭園の管理運営上必要な措置として、当該利用者に対し直ちに庭園からの退去を命じること。なお、その対応内容については、事後に発注者及び関係事業者へ報告すること。

### 3 その他の取扱い

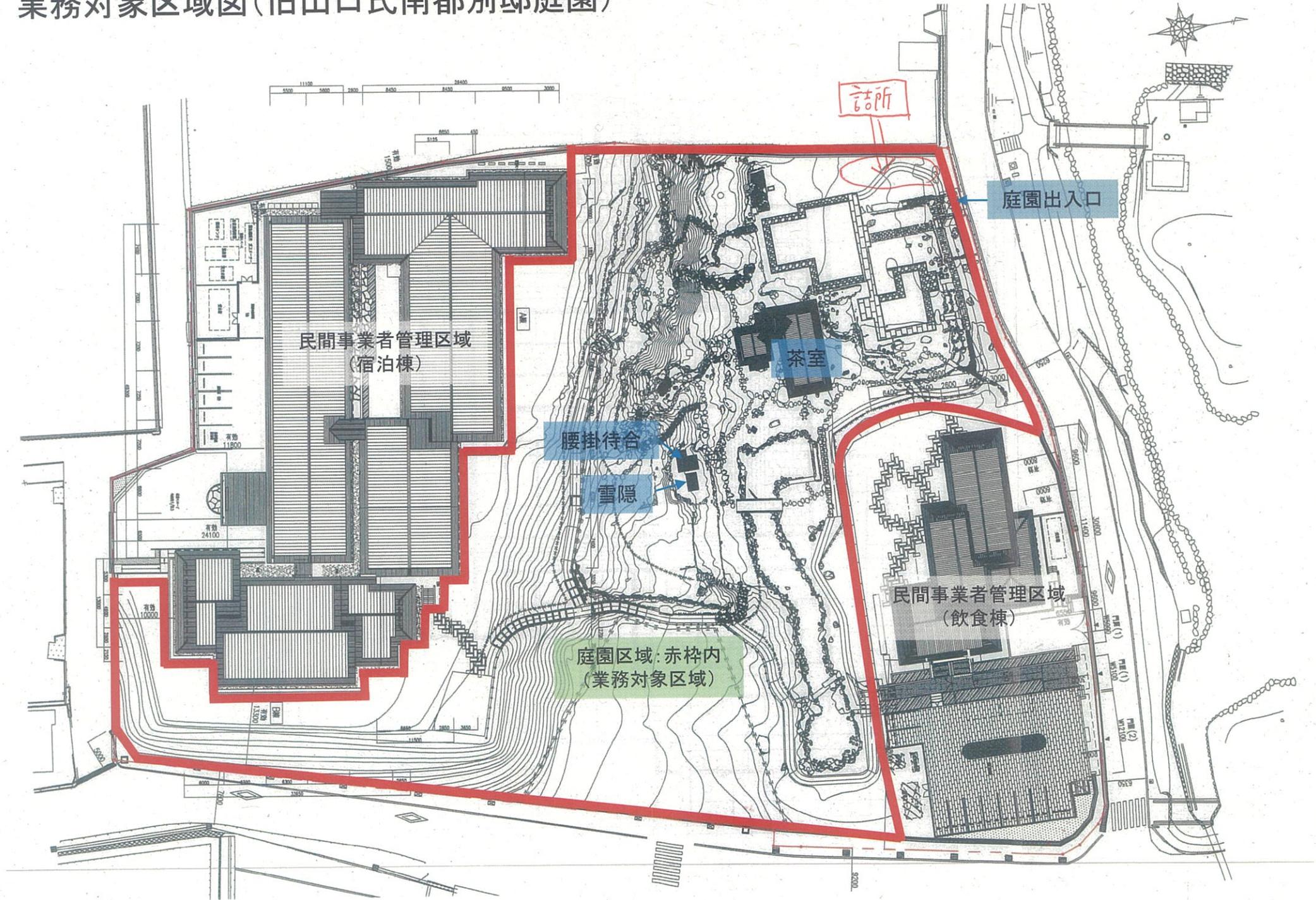
本仕様に明示的に記載されていない行為であっても、庭園または茶室の管理運営、景観の保持、文化的価値の保全、利用者の安全確保または静穏な利用の確保の観点から不相当であると発注者または受注者が認める行為については、受注者はこれを行わせないものとする。

別紙様式 1

旧山口氏南都別邸庭園枯損木・危険木巡回結果報告書	
実施日	年 月 日
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
実施日	年 月 日
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
実施日	年 月 日
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
実施日	年 月 日
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし
	該当あり（樹木の概要： ） ・ 該当なし

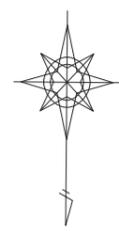
※該当がある場合は、位置図、該当木の写真(全景、該当箇所)を添付し、  
適宜報告すること。  
該当がない場合は、毎月の報告とする。

# 業務対象区域図(旧山口氏南都別邸庭園)





※本図面の既存及び現況表記文字が左下表記となっているが、これは先工事図面との最終整合を図るためのものであり、  
 其れと併せるため、右下表記には変更をしていない。



施行年度	令和 5年度
工事番号	第808-委-4他号
工事名	奈良公園 園地整備等改善事業(都づくり他)
路線河川名	奈良公園
施工箇所	園地整備等改善事業(奈良市高畑町)
図面種類	伐採・剪定 平面図
縮尺	S=1:200(A1) 1:400(A3)
技師	照査 設計 製図
図面番号	2/31
事務所名	奈良公園事務所

## 2023年度旧山口氏南都別邸庭園樹木一覧

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
23	ヒラドツツジ	3.0	0.15		1	本	3本立
24	ヒラドツツジ	2.3	0.29		1	本	6本立
27	ヒラドツツジ	2.8	0.16		1	本	
29	イヌガシ	5.0	0.16		1	本	
30	イヌガシ	4.0	0.08		1	本	
31	クチナシ	1.4	0.02		1	本	
32	クロガネモチ	2.1	0.60		1	本	
33	サザンカ	4.0	0.64		1	本	
34	イヌマキ	1.6	0.05		1	本	
35	アセビ	1.9	0.12		1	本	4本立
36	イヌマキ	3.0	0.08		1	本	
37	ナンテン	1.6	0.04		1	本	
38	サルスベリ	3.5	0.34		1	本	
42	イヌマキ	7.0	0.51		1	本	
46	イヌマキ	8.5	0.22		1	本	
59	アラカシ	0.5			1	本	2本立
72	カイズカイブキ	6.5	0.22		1	本	
73	カイズカイブキ	6.0	0.26		1	本	
74	カイズカイブキ	6.5	0.26		1	本	
75	カイズカイブキ	6.5	0.21		1	本	
76	カイズカイブキ	11.5	0.41		1	本	
86	アセビ	1.5	0.02		1	本	
88	イヌマキ	1.8	0.07		1	本	
89	イヌマキ	5.5	0.21		1	本	
94	サザンカ	3.5	0.26		1	本	
95	イヌマキ	3.0	0.16		1	本	
96	イヌマキ	4.0	0.15		1	本	
97	イヌマキ	4.5	0.25		1	本	
98	イヌマキ	3.0	0.16		1	本	
99	イヌマキ	3.0	0.11		1	本	
100	イヌマキ	4.0	0.16		1	本	
101	イヌマキ	6.0	0.41		1	本	
102	イヌマキ	6.5	0.29		1	本	
103	アセビ	4.5	0.32		1	本	
104	イロハモミジ	8.5	0.51		1	本	
105	ナギ	10.0	0.63		1	本	
106	アセビ	4.0	0.29		1	本	
107	アセビ	2.0	0.10		1	本	
110	ナギ	3.5	0.08		1	本	
111	アカマツ	6.5	0.32		1	本	
112	イヌガシ	4.0	0.18		1	本	
114	スイリュウヒバ	12.0	1.07		1	本	
116	アセビ	3.5	0.15		1	本	2本立
117	クスノキ	1.8	0.05		1	本	
118	スギ	15.0	0.11		1	本	
119	クロガネモチ	12.0	0.82		1	本	
122	クロガネモチ	13.0	0.35		1	本	
123	スギ	16.0	1.36		1	本	

## 2023年度旧山口氏南都別邸庭園樹木一覧

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
124	トウネズミモチ	4.5	0.08		1	本	
126	イヌマキ	8.5	0.41		1	本	
130	イロハモミジ	8.0	0.38		1	本	
131	ウメ	8.0	0.76		1	本	4本立
133	イロハモミジ	7.5	0.71		1	本	2本立
148	ヒサカキ	4.0	0.18		1	本	
149	ツク/《ネガシ	4.5	0.19		1	本	
150	ヒサカキ	4.5	0.15		1	本	
152	ツクバネガシ	10.0	0.46		1	本	2本立
153	イロハモミジ	9.5	0.68		1	本	
154	クロガネモチ	3.0	0.07		1	本	
155	サカキ	4.5	0.26		1	本	2本立
156	不明				1	本	切株
158	イヌマキ	1.0			1	本	
159	イヌマキ	6.0	0.23		1	本	
160	クスノキ	20.0	2.39		1	本	
161	ヤブツバキ	4.0	0.23		1	本	
162	イヌマキ	8.5	0.40		1	本	
163	モッコク	10.0	0.76		1	本	
166	クロガネモチ	16.0	1.43		1	本	
167	アセビ	4.5	0.41		1	本	
168	イロハモミジ	10.0	1.15		1	本	
169	モチノキ	6.0	0.36		1	本	株立
174	ナギ	12.0	0.77		1	本	
175	ナギ	3.0	0.27		1	本	
178	イロハモミジ	7.0	0.96		1	本	
179	ヤブツバキ	6.0	0.22		1	本	
180	スイリュウヒバ	12.0	0.76		1	本	
181	イヌマキ	10.0	0.40		1	本	
182	イヌマキ	10.0	0.49		1	本	
183	イヌマキ	10.0	0.40		1	本	
184	イヌマキ	10.0	0.46		1	本	
185	イヌマキ	10.0	0.76		1	本	
186	イロハモミジ	9.0	0.46		1	本	
187	イヌマキ	10.0	0.85		1	本	
188	イヌマキ	10.0	0.62		1	本	
191	アラカシ	10.0	1.40		1	本	5本立以上
192	ハゼノキ	13.0	1.32		1	本	
193	イヌマキ	1.3			1	本	
194	イヌマキ	6.0	0.50		1	本	
195	ヤブツバキ	5.5	0.26		1	本	
196	イヌマキ	3.5	0.23		1	本	
197	フジ	12.0	0.33		1	本	
198	モチノキ	6.5	0.28		1	本	
200	アラカシ	14.0	1.16		1	本	3本立
201	アラカシ	14.0	0.97		1	本	
205	アラカシ	10.0	1.10		1	本	

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
207	イヌマキ	6.5	0.44		1	本	
208	イヌガシ	5.0	0.16		1	本	
210	不明				1	本	切株
215	イヌマキ	7.0	0.51		1	本	
267	カナメモチ	5.0	0.49		1	本	4本立
273	イロハモミジ	10.0	0.48		1	本	
277	アラカシ	8.5	0.29		1	本	2本立
279	アラカシ	9.5	0.35		1	本	
280	アラカシ	5.5	0.19		1	本	
281	ヤブツバキ	5.0	0.19		1	本	
283	シラカシ				1	本	切株
286	サルスベリ	6.0	0.22		1	本	
289	ヤブツバキ	3.5	0.08		1	本	
291	アラカシ	8.0	0.43		1	本	
293	ヤブツバキ	4.0	0.09		1	本	
298	イロハモミジ	9.0	0.37		1	本	
303	ケヤキ	17.0	1.79		1	本	4本立
304	ヤブツバキ	3.5	0.07		1	本	
305	ネズミモチ	5.0	0.18		1	本	
306	アラカシ	5.0	0.23		1	本	
307	イロハモミジ	7.5	0.20		1	本	
308	イヌマキ	5.0	0.30		1	本	
309	イヌマキ	9.0	0.45		1	本	
310	イロハモミジ	7.0	0.44		1	本	
311	ヒサカキ	3.0	0.09		1	本	
318	イロハモミジ	13.0	0.75		1	本	
319	アラカシ	9.0	0.82		1	本	5本立
320	アラカシ	7.5	0.22		1	本	
321	アラカシ	9.5	0.44		1	本	
323	アラカシ	9.0	0.69		1	本	4本立
324	ネズミモチ	3.0	0.11		1	本	
325	アラカシ	11.5	0.93		1	本	2本立
329	イロハモミジ	11.0	0.65		1	本	
331	イロハモミジ	9.0	0.84		1	本	
333	ヤブツバキ	4.5	0.25		1	本	
335	イヌマキ	6.5	0.63		1	本	
342	ヤブツバキ	7.0	0.49		1	本	3本立
345	アラカシ	20.0	2.79		1	本	株立
346	イヌマキ	1.1			1	本	
347	ネズミモチ	3.5	0.18		1	本	
348	ネズミモチ	3.5	0.08		1	本	
349	ネズミモチ	4.0	0.13		1	本	
350	アラカシ	7.0	0.24		1	本	
351	ヤブツバキ	8.5	0.65		1	本	
352	ヤブツバキ	3.0	0.08		1	本	
353	ヤブツバキ	5.0	0.18		1	本	
354	ヤブツバキ	6.5	0.25		1	本	
355	モミ	23.0	1.45		1	本	

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
356	ヤブツバキ	3.5	0.13		1	本	
358	イヌマキ				1	本	切株
359	イロハモミジ	10.0	0.73		1	本	
360	イロハモミジ	10.0	0.73		1	本	
361	ヤブツバキ	4.0	0.15		1	本	
362	クロガネモチ	9.0	0.81		1	本	
363	イヌマキ	1.6	0.05		1	本	
364	ヤブツバキ	9.0	0.32		1	本	
365	イロハモミジ	6.0	0.18		1	本	
366	ケヤキ	23.0	3.29		1	本	
367	アラカシ	5.0	0.41		1	本	
368	ヤブツバキ	5.0	0.31		1	本	2本立
369	ヤブツバキ	6.0	0.30		1	本	2本立
370	ヤブツバキ	7.0	0.44		1	本	3本立
371	アラカシ	1.4	0.07		1	本	2本立
372	ヤブツバキ	3.0	0.19		1	本	2本立
376	ネズミモチ	1.1			1	本	
377	イロハモミジ	10.0	1.14		1	本	
378	クロガネモチ	11.0	0.66		1	本	
379	ナナミノキ				1	本	枯木(幹あ)
380	ヒサカキ	5.5	0.29		1	本	
381	イロハモミジ	14.0	1.43		1	本	
382	イヌガシ	2.2	0.08		1	本	
383	スギ	21.0	1.49		1	本	
384	ヒサカキ	5.0	0.10		1	本	
385	イヌガシ	3.0	0.10		1	本	
386	ヤブツバキ	8.0	0.33		1	本	
387	ネズミモチ	4.5	0.14		1	本	
388	イヌマキ	1.9	0.02		1	本	
389	サカキ	8.0	0.45		1	本	
390	イロハモミジ	12.5	0.95		1	本	
391	イヌガシ	2.7	0.10		1	本	
393	スギ	18.0	1.63		1	本	
398	イヌマキ	12.0	0.55		1	本	
401	モチノキ	10.0	0.46		1	本	
株立402	イヌマキ	7.5	0.48		1	本	
403	ヤブツバキ	6.5	0.32		1	本	
404	ヤブツバキ	7.5	0.42		1	本	
405	イヌマキ	1.4	0.02		1	本	
406	イロハモミジ	15.0	1.11		1	本	
408	ナナミノキ	17.0	3.28		1	本	
411	ヤブツバキ	5.0	0.27		1	本	
412	ヒサカキ	6.0	0.23		1	本	
413	サザンカ	5.5	0.21		1	本	
414	エノキ	20.0	3.19		1	本	
415	タイサンボク	15.0	1.55		1	本	
418	クロガネモチ	9.0	0.47		1	本	

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
420	モチノキ	16.0	0.71		1	本	
421	アラカシ	15.0	0.95		1	本	
422	サザンカ	5.0	0.37		1	本	
424	サザンカ	4.0	0.15		1	本	
425	イロハモミジ	14.0	1.46		1	本	
426	シラカシ	19.0	1.57		1	本	
427	アラカシ	17.0	0.63		1	本	
428	イロハモミジ	11.0	0.81		1	本	
429	キンモクセイ	4.0	0.20		1	本	
430	イロハモミジ	12.5	0.54		1	本	
431	ネズミモチ	2.2	0.12		1	本	
432	ヤブツバキ	6.0	0.23		1	本	
433	イロハモミジ	11.5	0.51		1	本	
434	アラカシ	13.0	0.55		1	本	2本立
435	アラカシ	1.2			1	本	
436	イヌマキ	1.6	0.03		1	本	
437	イヌマキ	1.3			1	本	
438	イヌマキ	2.2	0.05		1	本	
439	イヌガシ	1.8	0.04		1	本	2本立
440	イヌガシ	1.3			1	本	
442	イロハモミジ	11.5	0.41		1	本	
443	ネズミモチ	2.4	0.06		1	本	
447	ヤブツバキ	8.5	0.81		1	本	4本立
448	イロハモミジ	11.5	0.59		1	本	
449	イヌマキ	1.1			1	本	
450	サザンカ				1	本	切株
451	イヌマキ	1.0			1	本	
452	イロハモミジ	14.0	0.96		1	本	
453	イヌガシ	2.8	0.06		1	本	2本立
454	イヌガシ	1.5			1	本	
455	サザンカ	2.3	0.20		1	本	
456	イロハモミジ	12.5	1.11		1	本	
457	ヤブツバキ	7.5	0.56			本	3本立
458	イロハモミジ				1	本	切株
459	イヌマキ	7.0	0.22		1	本	
460	イヌマキ	4.0	0.11		1	本	
461	イヌマキ	4.0	0.15		1	本	2本立
462	イヌマキ	6.5	0.24		1	本	
465	イヌマキ	8.0	0.39		1	本	
467	イヌマキ	2.0	0.10		1	本	
471	ナナミノキ	18.0	1.79		1	本	
480	イヌガシ	2.0	0.15		1	本	
481	イヌマキ	8.0	0.32		1	本	
482	イヌマキ	11.5	0.54		1	本	
484	エノキ	20.0	0.96		1	本	
486	イロハモミジ	12.0	0.83		1	本	
490	ムクノキ	19.0	1.81		1	本	
491	フジ	18.0	0.45		1	本	

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
492	フジ	18.0	0.45		1	本	
493	フジ	18.0	0.25		1	本	
494	ヤブツバキ	6.0	0.29		1	本	
495	ツク/《ネガシ	1.6	0.06		1	本	
496	ツク/《ネガシ	5.5	0.32		1	本	
497	イヌマキ	4.5	0.20		1	本	
498	イヌマキ	4.0	0.21		1	本	
499	イヌマキ	4.0	0.20		1	本	
500	イヌマキ	8.0	0.33		1	本	
501	イヌマキ	7.0	0.48		1	本	
502	イヌマキ	6.0	0.26		1	本	
503	イヌマキ	5.5	0.28		1	本	
504	イロハモミジ	5.0	0.29		1	本	
505	ヤブツバキ	5.5	0.21		1	本	2本立
506	イヌマキ	5.5	0.22		1	本	
507	イヌマキ	11.0	0.30		1	本	
508	ツク/《ネガシ	16.0	1.15		1	本	
509	イヌマキ	5.0	0.27		1	本	2本立
510	イヌマキ	3.5	0.11		1	本	
511	イヌマキ	5.0	0.22		1	本	
512	イヌマキ	11.0	0.20		1	本	3本立
513	イヌマキ	9.5	0.34		1	本	
514	イヌマキ	3.5	0.15		1	本	
り)515	イヌマキ	2.1	0.11		1	本	
516	イヌガシ	1.8	0.05		1	本	
517	イヌマキ	1.6	0.07		1	本	
519	クロガネモチ	1.4	0.05		1	本	
520	キンモクセイ	5.0	0.32		1	本	
521	キンモクセイ	8.0	0.88		1	本	5本立
522	イヌマキ	2.5	0.06		1	本	
523	イヌマキ	1.5			1	本	
524	イヌマキ	1.3			1	本	
525	キンモクセイ	8.0	0.54		1	本	
528	不明				1	本	切株
533	エノキ	19.0	0.83		1	本	
534	ケヤキ	20.0	1.78		1	本	
535	エノキ	18.0	1.01		1	本	
783	ウバメガシ	10.0	0.48		1	本	
784	アラカシ	8.5	0.43		1	本	
785	ウバメガシ	12.0	0.82		1	本	
786	アラカシ	8.5	0.55		1	本	
791	アラカシ	13.0	1.09		1	本	
792	アラカシ	10.0	0.49		1	本	
793	カゴノキ	8.5	0.48		1	本	
794	モッコク	12.0	0.83		1	本	3本立
795	エノキ	17.0	1.26		1	本	
796	モチノキ	16.0	0.27		1	本	

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
803	クロガネモチ	4.8	0.21			本	
804	クスノキ	20.0	2.58		1	本	
805	ネズミモチ	8.0	0.36		1	本	2本立
815	イロハモミジ	5.5	0.15		1	本	
816	スギ	23.0	1.57		1	本	
817	アラカシ	9.0	0.48		1	本	株立
818	ツブラジイ	7.0	0.24		1	本	
819	サザンカ	3.5	0.15		1	本	
820	サカキ	1.6	0.11		1	本	
823	イロハモミジ	6.0	0.35		1	本	
824	モチノキ	8.0	0.26		1	本	
825	シロダモ	3.5	0.13		1	本	
826	アラカシ	9.0	0.44		1	本	
827	ムクノキ	12.0	0.60		1	本	
828	アオギリ	13.0	0.54		1	本	
829	サザンカ	7.0	0.32		1	本	
830	アラカシ	1.3	0.11		1	本	
831	ネズミモチ	5.0	0.29		1	本	
832	エノキ	10.0	0.63		1	本	
833	イヌガシ	7.0	0.38		1	本	
834	エノキ	5.5	0.41		1	本	
835	サザンカ	6.5	0.38		1	本	
836	ケヤキ	6.0	0.26		1	本	
838	ケヤキ	13.0	1.25		1	本	3本立
839	サザンカ	2.7	0.08		1	本	
842	ケヤキ	9.5	0.53		1	本	
843	アラカシ	3.0	0.08		1	本	2本立
844	サザンカ	3.8	0.16		1	本	
845	イロハモミジ	5.5	0.24		1	本	
847	サザンカ	7.0	0.26		1	本	
848	ウバメガシ	9.0	0.86		1	本	2本立
849	サザンカ	7.5	0.20		1	本	
955	サザンカ	4.5	0.24		1	本	
956	サザンカ	1.4	0.06		1	本	
957	カナメモチ	6.5	0.29		1	本	
959	ウバメガシ				1	本	切株
962	ウバメガシ	11.5	0.85		1	本	
964	ケヤキ	17.0	1.20		1	本	
24-1	オロシマチク	0.1		0.1	20	株	
24-2	オロシマチク	0.1		0.1	50	株	
30-1	クロガネモチ	2.5	0.18	0.3	1	本	
34-2	ヒサカキ	0.2		0.2	1	本	
34-3	アセビ	0.5		0.5	1	本	
77-3	ヤブムラサキ	1.5		1.5	1	本	
95-2	イヌマキ	1.6		0.5	1	本	
109-1	ナギ	1.7		0.5	1	本	
175-1	ヤマブキ?	0.5		0.3	1	本	
273-2	イロハカエデ	2.5		0.8	1	本	

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
274-2	イロハカエデ	15.0	0.04		1	本	
274-3	イロハカエデ	15.0	0.55		1	本	
274-6	アラカシ	10.0			1	本	
274-7	アラカシ	10.0			1	本	
298-2	イロハカエデ	3.0	0.15	0.8	1	本	
328-2	ネズミモチ	4.0	0.80		1	本	
393-1	イロハカエデ	2.5		0.8	1	本	
393-2	イヌマキ	1.0		0.5	1	本	
398-2	イロハカエデ	2.5		0.8	1	本	
406-1	オカメザサ	0.2		0.2	100	株	
406-2	イヌマキ	0.2		0.4	1	本	
406-3	イヌマキ	1.0		0.4	1	本	
410-1	イロハカエデ	2.5		0.8	1	本	
410-2	シラカシ	6.0	0.10		1	本	
410-3	イヌマキ	2.5			1	本	
410-4	ツバキ	1.0		0.3	1	本	
410-5	イヌマキ	1.0		0.3	1	本	
410-6	イヌマキ	1.0		0.3	1	本	
410-7	イヌマキ	1.0		0.3	1	本	
418-2	アラカシ	—			1	本	切株
418-3	クスノキ	—			1	本	切株
421-2	イヌマキ	1.0		0.5	1	本	
424-2	イヌマキ	1.0		0.5	1	本	
424-3	イヌマキ	1.0		0.5	1	本	
424-4	イヌマキ	1.0		0.5	1	本	
450-2	イヌマキ	1.0		0.3	1	本	
450-3	イヌマキ	1.0		0.3	1	本	
457-2	アラカシ	0.5		0.3	1	本	
519-2	エノキ	—	0.04	—	1	本	
519-3	アラカシ	—	0.06	—	1	本	
519-4	エノキ	—	0.04	—	1	本	
519-5	エノキ	—	0.04	—	1	本	
519-6	フジ	—		—	1	本	
521-2	アラカシ	—		—	1	本	
528-2	アラカシ	—		—	1	本	
793-1	不明	—			1	本	切株
793-2	シラカシ	4.0	0.45		1	本	
793-3	チャノキ	0.2		0.2	1	本	
793-4	イヌマキ	1.0		0.5	1	本	
795-2	コクチナシ	0.2		0.2	5	株	
795-3	コクチナシ	0.2		0.2	4	株	
796-2	マサキ	2.0		0.2	1	本	
796-3	ヤマハギ	0.4		0.3	1	本	
796-4	ドウダンツツジ	0.4		0.2	4	株	
796-5	アセビ	0.3		0.2	1	本	
807-2	ツバキ	1.5		0.4	1	本	
807-3	ツバキ	1.5		0.4	1	本	

No.	種名	H	C	W	数量	単位	備考
807-4	ツバキ	1.5		0.4	1	本	
819-2	イロハカエデ	6.0	0.15		1	本	
823-2	アラカシ	6.0	0.20		1	本	
824-2	サザンカ	8.0	0.25		1	本	
829-2	ネズミモチ	6.0	0.15		1	本	
831-2	エノキ	15.0	0.30		1	本	
927-2	エノキ	18.0	0.52		1	本	
929-2	エノキ	18.0	1.20		1	本	
930-2	ムクノキ	—			1	本	切株
930-3	エノキ	3.5	0.30		1	本	
933-2	ネズミモチ	8.0	0.36		1	本	2本立
934-2	イロバモミジ	13.0	0.63		1	本	
936-2	ヤブツバキ	5.0	0.33		1	本	
937-2	ハゼノキ	17.0	1.64		1	本	4本立
937-3	イロハカエデ	2.5	0.30		1	本	
937-4	ヒイラギ	1.5		0.3	1	本	
937-5	ヒサカキ	0.3		0.1	1	本	
938-2	イロバモミジ	9.0	0.67		1	本	3本立
939-2	カナメモチ	4.0	0.09		1	本	
940-2	ネズミモチ	7.5	0.22		1	本	
941-2	イロバモミジ	8.5	0.48		1	本	
944-2	イロバモミジ	4.5	0.25		1	本	
945-2	イロバモミジ	9.5	0.39		1	本	
948-2	カナメモチ	7.5	0.34		1	本	
950-2	イヌマキ	4.0	0.11		1	本	
951-2	カナメモチ	2.5	0.15		1	本	
952-2	イロハモミジ	9.0	0.36		1	本	2本立
953-2	イロバモミジ	10.5	0.29		1	本	
954-2	カナメモチ	2.0	0.10		1	本	
955-2	イロハモミジ	11.0	0.55		1	本	2本立
956-2	カナメモチ	3.5	0.09		1	本	
960-2	ナンキンハゼ	10.0	0.60		1	本	

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。